

# 公益認定等委員会だより

第35号 平成26年10月3日発行

公益認定等委員会 発行



内閣府では、これから公益認定の申請を予定している法人をサポートする取り組みの一環として、窓口相談を実施しております。今回は都道府県の問い合わせ先も掲載しましたので、是非、ご活用ください。

(関連記事2, 6ページ)



※詳しくはP.5をご覧ください。

公益法人の活動紹介

39

## 目次

- P.2・・・公益認定窓口相談のご案内
- P.3・・・テーマ別セミナー  
「公益法人の財産管理」について
- P.4・・・税額控除申請について
- P.5・・・公益法人の活動紹介  
「公益社団法人日本障がい者スポーツ協会」
- P.6・・・申請サポートに関する・情報  
その他

## ■ 公益社団法人 日本障がい者スポーツ協会 ■

身体障がい者スポーツの普及・振興を図る組織として設立され、大会の開催や国際大会の事業への参画また、選手強化、指導者の養成などを行っています。

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数(注)
内閣府	社団	769	100	1,142
	財団	1,558	292	954
都道府県	社団	3,308	93	5,463
	財団	3,650	373	3,199
合計		9,285	858	10,758

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成26年9月30日現在)



より詳しい公益法人制度の内容や申請手続についてはホームページを御覧ください  
<https://www.koeki-info.go.jp/>

# 公益認定申請窓口相談のご案内

新しい公益法人制度に関するお問合せ先は下記のとおりです。より詳しい申請手続はホームページをご覧ください。  
<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益法人に関する問い合わせ一覧

都道府県	機関名	電話番号(代表/直通)	都道府県	機関名	電話番号(代表/直通)
国	内閣府公益認定等委員会事務局	03-5403-9669(直)	三重県	総務部行財政改革推進課	059-224-2231(直)
北海道	総務部法人局法人団体課	011-204-5004(直)	滋賀県	総務部総務課	077-528-3118(直)
青森県	総務部総務学事課	017-734-9079(直)	京都府	総務部政策法務課	075-414-4038(直)
岩手県	総務部私学文書課	019-629-5039(直)	大阪府	総務部法務課	06-6944-6093(直)
宮城県	総務部私学文書課	022-211-2295(直)	兵庫県	企画県民部管理局文書課公益法人室	078-341-7711(代)
秋田県	総務部総務課	018-860-1057(直)	奈良県	総務部総務課	0742-27-8329(直)
山形県	総務部学事文書課	023-630-2056(直)	和歌山県	総務部総務管理局総務学事課	073-432-4111(代)
福島県	総務部私学・法人課	024-521-7048(直)	鳥取県	公益法人・団体指導課	0857-26-7884(直)
茨城県	総務部総務課	029-301-2243(直)	島根県	総務部総務課	0852-22-5014(直)
栃木県	経営管理部文書学事課	028-623-2065(直)	岡山県	総務部総務学事課	086-226-7256(直)
群馬県	総務部学事法制課	027-226-2148(直)	広島県	総務局総務課	082-513-2246(直)
埼玉県	総務部文書課	048-830-2537(直)	山口県	総務部学事文書課	083-933-2140(直)
千葉県	総務部政策法務課	043-223-2160(直)	徳島県	総務局総務課	088-621-2031(直)
東京都	生活文化局都民生活部管理法人課	03-5321-1111(代)	香川県	総務部総務学事課	087-832-3062(直)
神奈川県	総務局情報統計部文書課	045-210-2461(直)	愛媛県	総務部管理局私学文書課	089-941-2111(代)
新潟県	総務管理部法務文書課	025-285-5511(代)	高知県	総務部法務課	088-823-9160(直)
富山県	経営管理部文書学術課	076-431-4111(代)	福岡県	総務部行政経営企画課	092-651-1111(代)
石川県	総務部総務課	076-225-1111(代)	佐賀県	経営支援本部法務課	0952-25-7002(直)
福井県	総務部情報公開・法制課	0776-21-1111(代)	長崎県	総務部総務文書課	095-895-2114(直)
山梨県	総務部私学文書課	055-237-1111(代)	熊本県	総務部文書私学局県政情報文書課	096-383-1111(代)
長野県	総務部情報公開・私学課	026-235-7057(直)	大分県	総務部法務室	097-506-2272(直)
岐阜県	総務部法務・情報公開課	058-272-1111(代)	宮崎県	総務部行政経営課	0985-26-7111(代)
静岡県	経営管理部文書局法務文書課	054-221-2866(直)	鹿児島県	総務部学事法制課	099-286-2111(代)
愛知県	総務部法務文書課	052-954-6024(直)	沖縄県	総務部総務私学課	098-866-2074(直)

内閣府では、法人サポートの一環として、これから公益認定の申請を予定している法人を対象に窓口相談の予約申込を毎月受け付けています。

## 窓口相談の 申込条件

- 対象法人 内閣府へ公益認定申請をご予定の一般法人
- 相談内容等 (1) 新規の公益認定等各種申請に関するご相談  
(2) 定款の内容等についてのご相談
- 留意事項
  1. この窓口相談は公益認定申請の要件ではありません。
  2. 以下の法人の方は、予約申込を行うことができません。
    - (1) 既に公益認定申請を行っている法人
    - (2) 申請予定先行政庁が都道府県である法人
  3. ご相談は、できる限り詳細な説明を行います。最終的な結果を保証するものではありませんので、予めご了承願います。
  4. 初めて窓口相談を受けられる方には、現行の定款、事業の概要、組織、財務規模が分かる資料（パンフレット等）をお願いすることがあります。



◎申込期間及び相談時間については6ページをご参照ください。

## よくあるご相談例

### ◆公益認定申請のスケジュール及び手続きについて

例1 公益認定の登記を平成27年4月1日にと考えています。いつまでに申請したらよいですか。

また、どのような手続きが必要ですか。

### ◆定款変更の案について

例2 公益認定の基準に適合した定款変更案の留意点はどのようなところですか。

### ◆事業の公益性について

例3 似たような事業を公益目的事業と収益事業に分けたいと考えているが、区分する考え方を教えてください。

例4 当法人の収益事業は認定法上の公益目的事業に該当しますか。

### ◆公益認定申請書について

例5 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類(前年度の正味財産増減計算書等)を添付書類として求められていますが、事業をまだ開始していません。どのような書類を提出すればよいですか。



相談数が比較的多い例をご紹介します。お気軽にご利用ください。

## 「公益法人の財産管理」を開催しました

9月10日、「公益法人の財産管理」をテーマとして、公益法人の財産管理において注意すべき点を説明するセミナーを開催し、約60法人から約80名の役員等の方々の御出席がありました。当日は、公認会計士でもある当委員会の北地達明委員より、営利企業のガバナンスと対比参照しつつ、具体の事例に即して御講演いただき、法人職員を横領や不正を起ししやすい環境に置かないことが大事であり、通帳等と銀行届出印を分けて保管することや、役員自らが財産の管理状況や取引結果等を直接確認することが重要である旨説明がありました。



### 財産管理の3ポイント

経理担当の職員を横領や不正を起させやすい環境におくことは避ける必要があります。

財産管理方法や財産のチェック方法を工夫することによって、健全な環境整備をする必要があります。

支部を持つ法人の場合、職員の顔が見えない分、内部管理方法の規程化、運用の徹底が強く求められます。

法人の財産は、法人の事業に賛同寄附者等から託された財産です。横領等の不正を未然に防止するための管理体制のあり方について、今一度見直す必要があると考えます。

1

#### ■財産管理方法の見直し

通帳、預金通帳と届出印は同一場所で保管しない。

#### ■決算及び監査の適正実施

預金通帳や預金証書の現物を確認したり、金融機関から残高証明書を財務担当の理事や監事が直接入手して、帳簿残高が本当に実在しているかどうかを確認する。



2

#### ■支部責任者の承認等チェック体制

内部統制に関するルールの遵守について支部長や理事等の管理者の意識改革が必要である。

#### ■異常点発見後の深度のある調査の実施

監査部門の監査のみならず、監事監査も含めて、異常点については徹底して原因分析をするといった深度のある調査を実施すべきである。

3

#### ■理事・監事の意識改革

通帳・銀行印の保管、会計伝票の承認体制、現金実査、残高証明と会計帳簿の照合。

#### ■多額の現金を法人内で保管しない

銀行取引を活用し、通帳記帳を通して、取引履歴が確認でき、会計帳簿への記帳や監査の際に取引の検証が可能となります。法人で保管する場合に比べ、横領や盗難のリスクが軽減される。

10月15日(水)に、これから寄附集めに積極的に取り組もうと考えている法人を対象に「寄附集め入門」をテーマとして、寄附集めのポイント、成功事例の紹介、寄附金税制の説明等と内容とするセミナーを開催します。

講師：NPO法人日本ファンドレイジング協会 徳永洋子事務局長  
内閣府大臣官房公益法人行政担当室 税制担当

※応募多数のため、すでに申込を締め切らせていただきましたので、ご注意ください。  
※6月26日開催の「寄附集め入門セミナー」と同様の内容になります。

今後のテーマ別  
セミナー予告

# 税額控除制度を活用していますか？

公益社団・財団法人への個人からの寄附金に対する所得税の**税額控除制度**は平成23年6月から導入されました。

法人からの申請は着実に伸びてきており、平成26年9月末時点で全国の858法人が対象法人となり、公益認定を受けている9,285公益法人のうち、9.2%が既に税額控除対象法人となっています。

まだ証明を受けてない法人は、税額控除対象法人の証明申請を検討されてはいかがでしょうか？

## ◆税額控除制度の仕組み～小口の寄附者への減税効果が大きくなります～



## ◆申請の要件と方法～PST要件を満たしているかもしれません。積極的な申請を御検討ください。～

税額控除の対象となるには、寄附先の公益法人がPST要件を満たし、行政庁から証明を受けている必要があります。

### ■PST（パブリックサポートテスト）要件とは

実績判定期間において、以下のいずれかを満たしている必要があります。

<要件1> 年に3000円以上寄附をした寄附者が各年平均で100人以上いること。

<要件2> 経常収入金額に占める寄附金収入の比率が20%以上であること。

※実績判定期間は、直近5年間の事業年度です。

※設立から間もない法人は、設立後の最初の事業年度(1年に満たない場合を含む。)の実績について判定を行います。

※義務性や対価性がない賛助会費等についても、寄附金と同等に扱うことができます。

### ■行政庁への申請手続

公益法人information上での電子申請が可能です。ぜひご利用ください。詳しくは、「税額控除に係る証明～申請の手引き～」を御参照ください。

(公益法人informationトップページ→「認定・認可された法人の皆様へ」に掲載)

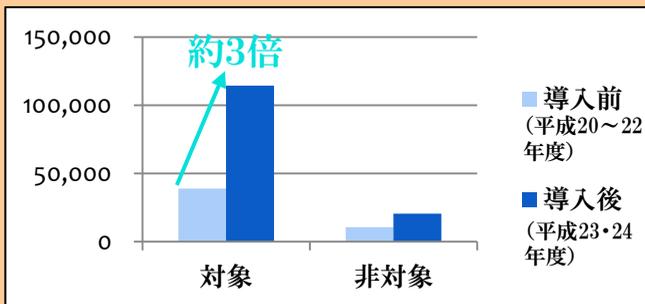
※税額控除の証明は、**早ければ2週間程度**で発行が可能です。

## ◆税額控除制度導入の効果～税額控除対象法人は、寄附が伸びています～

平成23年度に税額控除制度が導入されたことにより、**税額控除対象法人**の個人からの寄附金は**一法人当たり約3倍**(非税額控除対象法人は約2倍)、同じく寄附件数は**約3割増**(非対象法人は約2割増)となっています。

### ●寄附金収入額(税額控除制度導入前後の比較)

調査回答法人の一法人当たり平均額(千円単位)



### ●寄附件数(税額控除制度導入前後の比較)

調査回答法人の一法人当たり平均件数(個人寄附)



# ～公益財団法人日本障がい者スポーツ協会～

## 内閣府認定



公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、昭和39年に開催されたパラリンピック東京大会を契機に、わが国の身体障がい者スポーツの普及・振興を図る統括組織として、「財団法人日本身体障害者スポーツ協会」の名称で昭和40年に厚生省(現 厚生労働省)の許可を受けて設立されました。平成10年に長野県で開催された冬季パラリンピックを契機に、3障がいすべてのスポーツ振興を統括する組織として、**財団法人日本障害者スポーツ協会に組織名を改称するとともに、協会内部に日本パラリンピック委員会を創設しました。**

また、平成26年度より、「公益財団法人日本障害者スポーツ協会」から、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に変更しました。これによって障がいのある人に対する差別や偏見が払しょくされる等、本質的な問題解決になるとは考えていませんが、たとえ少数であっても活字の「害」を不快に思う人に配慮するとともに、社会の意識を変える一つの誘因に成ることを期待します。

### ■活動内容

#### ●大会の開催・奨励

全国障害者スポーツ大会やジャパンパラ競技大会をはじめとする全国規模の障がい者のスポーツ大会を開催・奨励しています。

#### ●国内関連団体との連絡・調整

国内の障がい者スポーツ団体及び関連団体との連絡・調整を図り、障がい者のスポーツの普及・振興を推進しています。

#### ●IPC・国際障がい別競技団体への事業参画

国際パラリンピック委員会(IPC)、アジアパラリンピック委員会(APC)及びフェスピック連盟、国際障がい別競技団体等との連絡・調整を図り、これらの事業に参画しています。

2014年 ソチ

若手発掘事業



パラリンピック冬季競技大会  
アルペンスキー村岡桃桂選手



#### ●調査研究・情報収集

障がい者のスポーツの在り方に関する検討、国内外の障がい者のスポーツに関する情報収集、スポーツ用具の改良・研究を行っています。

■パラリンピック競技大会等において特に優秀な成績を取めた者に対する表彰、パラリンピック特別賞受賞者に対して賞状及び報奨金を授与しその栄誉を讃えています。



#### ●広報活動

インターネットや、各種報告書を通じて、国内外の障がい者のスポーツに関する情報提供を行っています。

#### ●指導者の養成

障がい者のスポーツの普及・振興を図るため、障がい者スポーツ指導者養成講習会を実施し指導者の養成を行っています。

#### ●スポーツ相談

指導障がい者のスポーツに関するあらゆる相談、指導に対応しています。

#### ●国際大会派遣

パラリンピックをはじめとする各種競技の国際大会や国際会議に、選手・役員を派遣しています。



## 公益認定申請サポート・ 法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

### ■公益認定申請の 内閣府相談窓口■

#### <窓口相談>(要事前申込)

●1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。  
※11月の窓口相談は、10月8日(水)まで募集中です。  
(電話) 03-5403-9558  
(FAX) 03-5403-0231  
(メール) sodan-juri@cao.go.jp

#### <電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。  
(電話) 03-5403-9669  
(時間) 平日10時~16時45分

### ■法人運営・公益認定申請について、 弁護士・会計士等に相談したい法人■

#### <民間の専門家を活用した相談会> (要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。11月の開催日程は下記のとおりです。(詳細は公益法人informationを御覧ください。)

- ◆11月12日(水) 東京都(近日申し込み開始予定)
- ◆11月末目途 福岡県で開催予定

### ■その他のサポート■

#### <業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

(電話) 03-5403-9558  
(FAX) 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

### ■テーマ別セミナーの開催■ (要事前申込)

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■10月15日(水)  
「寄附集め入門セミナー」

<https://www.koeki-info.go.jp/>



(電話) 03-5403-9558  
(FAX) 03-5403-0231  
(メール) sodan-juri@cao.go.jp



募集!

ホームページ及び委員会だよりで  
活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌(月1回発行)及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください!

現在は、70法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。



ここをクリック

●「公益法人information」トップページから、公益法人の活動紹介を御覧ください。活動紹介を希望する法人を随時募集しています。

■問い合わせ先  
内閣府公益認定等委員会事務局広報係



電話 : 03-5403-9524



e-mail : koueki-info@cao.go.jp